

日司連事発第364号
平成18年3月9日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
事務局長 大西輝治

不動産登記に係る登録免許税の改正について（お知らせ）

標記の件について、別紙のとおり法務省民事局民事第二課より通知がありましたので、お知らせいたします。各司法書士会員等におかれましては、3月31日までの軽減措置について4月1日以降は本則に戻りますので、くれぐれも依頼者等とのトラブルの発生を防止するよう努めてください。

不動産登記に係る 登録免許税の改正に関するお知らせ

平成18年3月
法務局・税務署

平成18年4月1日から、不動産登記に係る登録免許税に関して次のような改正を行うことが予定されておりますので、お知らせします。

- 1 平成15年4月1日から適用されている不動産登記に係る登録免許税の税率の特例（租税特別措置法第72条。税率を本則の2分の1に軽減）は、平成18年3月31日の適用期限の到来をもって廃止されます。
- 2 土地に関する次の登記に係る登録免許税について、その税率を本則の2分の1に軽減する特例（改正後の租税特別措置法第72条）が創設されます。

- (1) 売買による所有権の移転の登記
- (2) 所有権の信託の登記

この措置は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に受ける登記に係る登録免許税について適用されます。

登記の種類・原因		現 行 (特例措置) H15.4.1～H18.3.31	改正後	
			本 則	特 例 H18.4.1～H20.3.31
所有権の移転	売買	1.0%	2.0%	1.0%(土地)
	相続、合併	0.2%	0.4%	
	共有物の分割	0.2%	0.4%	
	贈与、その他	1.0%	2.0%	
所有権の保存		0.2%	0.4%	
地上権等の 設定等	設定、転貸	0.5%	1.0%	
	移 転			
		相続、合併、共有に係る権利の分割	0.1%	0.2%
信託の 登記	所有権	0.2%	0.4%	0.2%(土地)
	所有権以外	0.1%	0.2%	
分離の 登記	相続財産の 所有権	0.2%	0.4%	
	所有権以外	0.1%	0.2%	